

平成22年度第2回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成23年2月14日（月）

新宿区みどり土木部みどり公園課

## 平成22年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成23年2月14日（金）

午前10時00分～午前11時51分

本庁舎6階 第三委員会室

### 1 開 会

### 2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

### 3 報 告

新宿区みどりの実態調査（第7次）中間報告について

### 4 その他

新宿区みどりの推進審議会小委員会について

### 5 連絡事項等

### 6 閉 会

#### ○配付資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第10期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

資料3 新宿区みどりの実態調査（第7次）の中間報告について

資料4 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（審議会抜粋）

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）（回収資料）

#### 審議会委員 11名

会 長 熊 谷 洋 一 副会長 興 水 肇

委 員 池 邊 このみ 委 員 金 田 宣 紀

委 員 武 山 昭 英 委 員 渡 辺 芳 子

委員 齊藤真知  
委員 藤野美千代  
委員 藤田茂

委員 林直樹  
委員 高橋良孝

◎はじめに

**みどり公園課長** それでは定刻になりましたので、ただいまから平成22年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきますと思います。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の城倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、現時点では傍聴を希望される方がお見えになっておりませんが、審議内容から公開しても差し支えないというふうに思われますため公開とさせていただきますので、委員の皆様にご了承いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして平成22年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本日でありますが、12時を目途に終了したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから毎回ですが、マイクの使用法ですが、御発言の際にはお手元の4番のボタンを押していただき御発言をお願いいたします。御発言終わりましたら、5番のボタンを押していただきまして終了というふうにしていただきたいと思っております。

それでは、これより議事進行を熊谷会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

---

◎開会

**熊谷会長** 皆さん、おはようございます。

それでは、これから平成22年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願いいたします。

**みどり公園課長** 本日は、椎名委員、渋谷委員、それから土屋委員、3名から欠席のお届けをいただいております。季節柄、お風邪を召した方もいらっしゃるようです。また現在、斉藤委員がいらしていませんけれども、欠席の御連絡いただいておりますので、途中から参加されると考えております。現在15名中11名の方が御出席ということで、本日の会は成立しております。

それから事務局のほうで、みどり土木部長でございますけれども、ちょっとほかの会議に

出ておりました、途中から参加をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** ここから座って説明させていただきます。

まずお手元に配付しました資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の議事次第がございます。その下に資料1といたしまして、審議会の名簿。それから、保護樹木等の指定及び解除について、これが資料2でございます。裏表になっております。それから資料3といたしまして、新宿区みどりの実態調査（第7次）の中間報告について、A4資料1枚でございます。資料4といたしまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会についてという資料がございます。これも裏表1枚でございます。

参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、これがA4サイズ2枚、ホチキスどめでございます。最初のは保護樹木の抜粋でございます。もう一つ、新宿区みどりの条例、参考資料といたしまして審議会抜粋ということで、赤黒で印刷してあるもの1枚でございます。それとお手元に、新宿区みどりの基本計画、新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）、この2つは後ほど回収をさせていただきます。

以上、資料の不足がございましたら御連絡をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは会長お願いいたします。

---

#### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**熊谷会長** それでは、議事に入ります。

議事次第に沿って審議を行っていただきますが、まずは、保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明をいたします。担当の職員より映像を交えて御説明させていただきます。申しわけございませんけれども、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** 保護樹木を担当しておりますみどりの係、宮田と申します。それでは、保護樹木等の指定及び解除について、スライドを使って説明いたします。恐れながら、着席させて説明させていただきます。

今回の指定及び解除の件数でございます。平成22年11月6日から平成23年2月14日までに、保護樹木等の指定同意書及び指定解除申出書があった件数でございます。

保護樹木につきましては、指定件数3件、指定本数4本。解除件数7件、解除本数8件でございます。

保護樹林につきましては、指定・解除ともございませんでした。

保護生垣につきましては、指定件数1件、指定延長26メートル、解除についてはございませんでした。

次に保護樹木等の推移についてです。前回との比較になります。現在、保護樹木については277件、1,073本の指定になります。今回の審議会の承認後、277件、1,069本になりまして、増減としましては、件数は増減なし、本数については4本減少いたします。

保護樹林につきましては、37件、8万9,638平方メートルで、こちらにつきましては増減がございません。

保護生垣につきましては、43件、1,168メートルの延長で、承認後は44件、1,194メートルの延長になります。増減につきましては、1件の増、26メートルの増になります。

続きまして、保護樹木等の指定についてです。保護樹木につきましては、指定について指定同意書が3件、4本、出てございます。

1件目がソメイヨシノ、幹回り2.4メートル。現況及び状況につきましては、生育良好です。所在地については、大久保二丁目になります。続きまして2-1、2-2が赤城元町になりまして、樹種はケヤキです。1.75メートルの幹回りのものと、1.50メートルの幹回りのものです。現況及び状況につきましては生育良好です。3番目です、ヒマラヤスギになります。幹回り1.67メートル、損傷箇所がございますけれども生育上問題ないということで、今回の審議会のほうに紹介させていただいております。中落合一丁目でございます。

具体的に説明いたします。大久保二丁目のソメイヨシノになります。高さ約12メートル、幹回り2.4メートルのものでございます。マンションの管理組合のほうで管理しておりまして、剪定については年1回です。現地調査の時点で、北側の枝に腐食が見られましてちょっと危険だったために、区で剪定をお願いいたしました。先週、その腐食部分の撤去、剪定が終わっておりますので、今現在は腐食部分がない状態でのソメイヨシノになっております。

続きまして、赤城元町のケヤキでございます。2-1のケヤキにつきましては、昭和57年5月に指定してあったケヤキでございますけれども、赤城元町のこの場所の開発行為に伴って平成20年3月に一度指定を解除してございました。開発が終わりまして、再度こちらの樹

木を残すことになりましたので、今回、保護樹木として再指定をお願いするという形での案件でございます。高さ8メートル、幹回り1.75メートルのものでございます。

また、同敷地内にあります2-2につきましてはケヤキでございますが、高さ8メートル、幹回り1.5メートルでございます。こちらのものにつきましては、今回初めての指定になります。

続きまして、中落合一丁目のヒマラヤスギになります。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように損傷部分が2カ所ございます。やにのほうも少し見られたんですけども、生育上問題はないということで同意書のほうの提出を受理いたしました。高さ11メートル、幹回り1.67メートルで、マンションの管理組合によって、2、3年に1回定期的に剪定されております。また、マンション内にヒマラヤスギだけ、こちら1本だけなので、シンボルツリーとして大事にされているということでございます。

続きまして、保護樹木の指定についてはございませんでした。

3番目に保護生垣の指定でございます。1件、26メートル。樹種はベニカナメモチ、高さ2メートルです。現況及び状況は生育良好です。所在地は中落合四丁目になります。

こちらのほうはセットバックをされた後の場所に植えてございまして、北西側に隅切りを含めた状態で延長26メートル、高さ2メートルでベニカナメモチが現在生育しております。

以上で指定が終わりになります。

続きまして、指定解除の御説明に入ります。保護樹木7件、8本の指定解除の届け出がございました。

1番目は、昭和48年のエノキで、幹回り2.10メートル、衰弱し枯死したために解除してほしいという理由です。所在地については南町になります。

2番目は、昭和51年、スダジイです。幹回り1.50メートル、建築計画の該当用地の中にスダジイが生育してしまうので、指定解除の申し出がございました。二十騎町にございます。

3番目は、昭和48年に指定いたしましたエノキです。こちらは指定当初、幹回りは1.50メートルございました。衰弱し枯死したために指定解除の申し出がございました。中井二丁目にございます。

続きまして、昭和55年に指定されましたヒマラヤスギです。4-1、4-2、同敷地内にございます。幹回り1.50メートル、1.52メートルのもので、やはり建築計画のため、新しく新築する計画内のところに生育しているという形になります。大久保二丁目でございます。

続きまして、平成2年に指定いたしました樹種イチョウでございます。開発行為による伐

採で、幹回りは指定当初1.40メートルございました。赤城元町です。

続きまして6番目、平成3年に指定されましたエノキです。幹回り1.40メートル、セットバックの区域に該当するために、今回届け出がございました。中井二丁目です。

続きまして平成20年指定のイチョウです。幹回り2.16メートル、土地の売却のために指定解除の申し出がございました。舟町にございます。

それでは個別にスライドを通じて御説明いたします。

南町のエノキでございます。左側の写真は隣地側からの、今、隣地側のほうが空き地になっていますので、隣地側から撮った写真になります。幹回り2.1メートル、樹高としては10メートル近くございますけれども、サルノコシカケ、うろ、樹皮の剥奪が見られまして、ここ数年、樹木医による相談を続けてまいりましたけれども、これ以上そのまま立たせておくのは危険だということで、指定解除の申し出がございました。

続きまして、二十騎町のスダジイになります。こちらにつきましては、高さ8メートル、幹回り1.5メートルのものです。うろ、こぶ、コケ、シダ等が見られて、道路際に生えているために、かなり生育箇所としては空間が得られない状態で生えております。右上の写真は、屋根を突き破る形でスダジイが生育していることがわかるかと思えます。

続きまして、中井二丁目のエノキになります。こちらもう既に切り株の状態ですけれども、神社敷地内にありまして、擁壁際に立っていたために途中でかなり生育が苦しくなって、衰弱して枯死したということでございます。

続きまして、大久保二丁目のヒマラヤスギでございます。こちらにつきましては、高さ10メートル、幹回り1.50メートルのものが4-1、4-2につきましては、高さは同様に10メートル、幹回りは1.52メートルでございます。こちらも開発行為に伴いまして、両方とも建物の計画敷地に該当するということで解除の申し出がございました。高木で移植場所がないことから、こちらのほう、指定解除せざるを得ないという形になっております。

続きまして、赤城元町です。先ほどの赤城元町、指定の案件で出たケヤキ2本と同敷地内がございますけれども、こちらの場所にイチョウが1本生えておりましたけれども、開発行為に伴って伐採されてございます。

続きまして、中井二丁目のエノキでございます。こちらにつきましては、高さ10メートル、幹回り1.4メートルですが、セットバック、自分の敷地内に約3メートルのセットバックが必要になっておりまして、そちらにエノキのほうがかかってしまって、移植場所もなく、高木であることから指定解除の申し出がございました。

続きまして、舟町のイチョウです。擁壁上に立っておりまして、今回、土地の売却に伴いまして、指定解除の申し出がございました。

以上、保護樹木の指定解除のスライドです。

続きまして、保護樹木の指定解除につきましてはございませんでした。

保護生垣の指定解除についてもございませんでした。

以上、保護樹木の指定及び解除につきましての御報告を終了いたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。以上、事務局より説明がありましたが、ここで御質問や御意見がありましたら、お受けしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

**渡辺委員** 保護生垣のほうなんですけれども、今までなっていたところのちょっと延長するというのですが、どのようなことを保護生垣の場合はしてさしあげているんですか。区役所のほうで。指定生垣の、ベニカナメモチの生垣。お手入れでしょうか。

**熊谷会長** それでは事務局のほうから指定の条件と、それから指定後どのようなフォローをするか、お願いいたします。

**事務局** それでは今の御質問にお答えいたします。保護生垣の、まず指定基準ですけれども、高さが地上1.2メートル以上、長さ15メートル以上の生垣で、景観上すぐれ、良好な管理が行われているものを保護生垣として指定させていただいております。

支援につきましては、助成金の支給、生垣につきましては20メートルまでメートル当たり900円、20メートル以上はメートル当たり450円です。ほかの樹木等も含めまして、限度額合わせて9万円まで助成金の支給をしております。また賠償責任保険の加入のほうもしておりますので、こちらのほうも対人賠償、対物補償のほうをしております。それから緊急時の維持管理の適用、保護樹木等の落ち葉の回収。要望がございました場合は、落ち葉の回収のほうも11月から1月の間で対応しております。

以上が保護生垣に対する支援になります。

**熊谷会長** 渡辺委員、どうぞ。

**渡辺委員** ありがとうございます。それで今のところは駐車場のところなんですか。ご自宅のほうの生垣なのか、ちょっと写真ではよくわからなかったんですけども。

**熊谷会長** 事務局お願いします。

**事務局** 今スライドのほうをもう一度お見せいたします。こちらにつきましては、個人のお宅

の敷地内にありますので、個人のお宅の北西側の角地をすべて生垣で囲っているという形になります。かなり大きなお宅ですので、こういう形で北西側で生垣が植栽されているという形になります。

**熊谷会長** 駐車場ですか。

**事務局** 駐車場に面している場所ではなくて、お庭と申しますか、個人住宅の敷地に面しております。

**熊谷会長** この内側は。

**事務局** 内側が、実はこの保護生垣のない、少し左側にサクラの木があるんですけども、サクラと左側のこの部分ですね、この部分が駐車場になっておりまして、こちらはすべて中には植物が生育しております。

**熊谷会長** 今まではこれは生垣じゃなかったんですか。生垣にしたの。

**事務局** 建てかえをいたしましたので、建てかえをした後に生垣として植えていらっしゃるんですけども、樹高2メートルを超えるのを待って申請されたという形になります。

**熊谷会長** ありがとうございます。渡辺委員、いかがでしょうか。

**渡辺委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。それではよろしいでしょうか。

特にないようでございますので、保護樹木等の指定及び解除につきましては、本日の審議の結果、原案どおりお認めいただくことにしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございます。

---

#### ◎新宿区みどりの実態調査（第7次）の中間報告について

**熊谷会長** では、続いて報告事項にまいります。新宿区みどりの実態調査（第7次）の中間報告について、説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは新宿区みどりの実態調査（第7次）の中間報告につきまして、資料3に基づきまして御説明をいたします。まだ調査期間中なので、最終確定ではございませんけれども、審議会の機会に現在説明できる範囲で御説明をさせていただきたいと思っております。映像を交えて御説明させていただきます。申しわけございませんけれども、また室内の明か

りを暗くさせていただきます。

**事務局** 事務局の佐藤です。私のほうからみどりの実態調査（第7次）の中間報告につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

現在、委託をかねまして調査を行っているところでございまして、およその数値が出たところでございます。この後、資料、現地の突き合わせ等により、もう少し精査をかける予定でございまして、今現在の出ている数字を御説明いたします。

まずは緑被率でございまして、平成17年調査時、緑被率17.47%であったものが、22年度調査では17.87%、0.4%、0.4ポイント上昇しております。ただ、樹木樹林に関しましては、大きく減っております。かわりに草地、屋上緑地が増加しているということでございます。大規模なみどりは減少の傾向にあるということがわかっていただけたかと思っております。

ちょっとわかりにくくはなりますが、これが空中写真になっております。こういった形で上空から写真を撮りまして解析を行います。これが緑被の分布図になります。後ほど、打ち出したものをお示しいたしますが、お手元の第6次調査の中に、同じ緑被分布図入っておりますので、確認をしていただければと思っております。

大久保、歌舞伎町のエリアでは、余り屋上の緑化がふえていないような状況がございまして、ほかのエリアでは、非常にふえてきています。大きくふえたのが、後ほどまたお示しいたしますが、国立医療センターの屋上や防衛省の上、理科大の上、江戸川アパート、早稲田大学などでも屋上緑化がつくられまして、大きなものがふえております。新宿駅の周辺ですと、後でお示ししますが、伊勢丹、マルイ、映画館のバルトナインの建物の上などに、少し大きい屋上緑化がふえております。

樹木の調査の内容でございまして、平成17年、1万5,264本、これは直径30センチ以上の樹木でございまして、こちらは21本の減少、微減、ほぼ同じぐらいの数字になるかと思っております。今回の調査の傾向としましては、直径50センチ以上の樹木は増加したのですが、直径40センチ未満の樹木は減少しているような状況でございまして。成長が見られる反面、新しくふえていないのかなと思われるような数字になってございます。

続いて樹林でございまして、平成17年の277.3ヘクタールあったものが、今回の調査では160.7ヘクタールと大幅に減っております。ただ、これに関しましては、集計方法を若干変えた、樹林に囲まれている草地を樹林のほうへカウントするか草地としてカウントするかというところのとり方の違いもございまして、これに関しましては、まだ数字が少し動く可能性がございまして。

草地でございますが、17年度の調査よりも大きくふえてございます。

みどり率というのは、書いてございますとおり、樹木、樹林、草地、屋上緑地面積に公園内の緑被以外の部分——これはダスト舗装、公園の広場になっているところでございますとか、水面——神田川ですとかそういったものの面積を含めたものをみどり率として集計したものでございます。平成17年、19.84%であったものが、平成22年20.33%という形で増加してございます。

次に、接道緑化調査。接道とは何だという話になるかと思うんですが、建築、お宅の敷地が道路に面しているところ、敷地と道路が接しているところを接道部というふうに言っているのでございますが、道路に面して生垣ですとか植え込みがあるようなところの調査をしてございます。この箇所、件数及びメートル数につきましても、17年、生垣が946カ所、1万6,607メートルだったものが、生垣については2,675カ所、2万6,287メートルということで、植え込みに関しましても3,433カ所、6万5,599メートルあるということで、道路から見える位置にあるみどりの量はふえているということが言えるかと思えます。

続きまして屋上緑化についてでございますが、平成17年に1,178カ所、3万9,345平方メートルであったものが、平成22年には2,884カ所、8万9,030平方メートル、箇所にして1,706カ所増加してございます。スライドのほうにも出てございますとおり、箇所数が約2.5倍、面積は約2.3倍に増加してございます。大規模な屋上緑化が現在ふえる傾向になってございます。調子が悪いのか、映像が戻ってしまって申しわけございません。

壁面緑化についてでございますが、こちらもふえてございます。平成17年に1万2,749平方メートルであったものが、平成22年の調査のときには2万4,984平方メートルということでふえてございます。

概略は以上でございます。

説明がおくれましたけれども、みどりの実態調査に関しましてはみどりの条例第5条、施行規則の第4条に基づきまして5年ごとに実施するというようになっております。昭和47年から順次行っておりまして、平成22年度は第7次調査ということでございます。

0.4%増というのはどれぐらいの面積になるのか、ちょっと計算をしてみましたところ、7万2～3千平方メートルという形になりまして、新宿中央公園が8万8,000平方メートルでございます。ですから、そのほぼ4分の3に近いような面積という形になります。

それと緑被に関しましては、打ち出した図面を持ってきてございます。どの部分がふえたというのは、これとお手元の資料を見比べていただくのが一番、ちょっと映像は見にくい状

態ですので、ちょっとお示しいたします。ここが伊勢丹、マルイ、バルトナインといった大きいところがございます。ここ、防衛省がこのあたり。江戸川アパートがこのあたり。ここは都議会の議事堂の上で、前からあるものでございます。水再生センターの上も前回調査時からあるものでございます。あと、国際医療センターの上は大きく乗ってきたというような状況がございます。後ほど見比べていただければと思います。屋上緑地がふえております。

**みどり公園課長** この図面で言うと、赤く表示されたものがふえている、ちょっと見にくいかもしれませんが、そういう状況でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。第7次のみどりの実態調査、現在進行中でございますので、その経過について、この審議会でご報告をして、御質問、御意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうぞ、課長、お願いいたします。

**みどり公園課長** この結果がまとまりましたら、委員の皆様には、報告書という形ででき上がりました時点で、お配りをさせていただきます。

**熊谷会長** 平成17年に比べると、屋上緑化と壁面緑化と接道部がものすごくふえているんですけども、それは屋上緑化に関する助成等が、何年にあれはできたんですか。その影響があるんじゃないですかね。

**事務局** 事務局の小菅と申します。屋上緑化の施策について御説明いたします。新宿区では平成20年度から屋上緑化の助成を行っております。平成20年度は助成の件数が、壁面緑化も入れまして約10件。ところが21年度になりますと4件になりまして、これはリーマンショックの影響かと思われて、経済的に、屋上緑化まで皆さんの財力が回らなかったかなと思っております。ことし、平成22年度、まだ年度の途中でございますけれども、既に7件の申請がございまして、屋上緑化のほうにつきましては、景気の緩やかな回復とともに件数もふえているかなと思っております。

**熊谷会長** あと、接道部は、前は測っていないところを今回は測ったんじゃないの。そうでもないんですか。前回は同じようなデータがあるんですか。

**事務局** 実は、前回と今回、5年間のタイムラグがあるんですけども、前回は調査をした業者と今回の業者は実は同じなんです。そうしたことから踏まえまして、調査箇所につきましては、あるいは調査の方法につきましては、基本的に大きく変わっていないと考えてございますので、今回の結果につきましても、純粋にふえた結果ではないかというふうに、現在のところでは考えてございます。

**熊谷会長** 何か御質問おありでしたら。

それでは、林委員からお願いいたします。

**林委員** 佐藤さんに伺いたいんですけれども、みどり率と緑被率というのはそれぞれ、みどり率のほうは今の御説明でわかったんですけれども、緑被率というのは、大体分母と分子は具体的にどういう数字でもってこの数字が出るのか、ちょっと私はよくわからないので教えていただきたいということと、過日、中山区長なんかとの懇談会でも私お話しして同じような質問をさせていただいたんですけども、区全体としては緑被率を伸ばしたいというような、ここにもたしかに書かれていますけれども、「緑被率って、区長、何ですか」というふうに伺ったら、全体の中でのそれで割るんですよというようなことで、何かよくわからなかったものでもう一度伺いたいんですけれども、まず緑被率とみどり率というのは、どう違うのかなというのがわからないということと、それと分母と分子がどんなのかなというのが、ちょっと教えていただきたいということと、これは今、区全体の数字は大体この本にも書かれていますので、後ほど御説明いただけるのかもわからないけれども、緑被率を1%アップしますと、区全体の緑被率を25%にします、みどり率も10年間だと、こう書かれているんですが、それぞれ目標値が多少違うんですけれども、どういうことかなと思うんですが、区全体はわかるんですけれども、これを地域別に見るとかなり、これは区長なんかも心配されているところなんですけれども、地域別にかかなり格差がありますと。何々町は非常に緑被率が少ないですね、何々は非常に豊かにあれていますねというような発言もされたりしているんですけれども、それもちょっと、区のこういう審議会等を通じて、どんなふうに3点目としては、地域ごとのこういう形ではたしかに伸びるところは伸びていますけれども、ここから要するに格差ができちゃっている部分がありますので、かなりそれは激しく新宿区の場合出ていますので、その辺のところをせっかくですから、どんなふうにお考えかを教えてください。

以上です。

**熊谷会長** それでは事務局のほうから緑被率とみどり率の定義と、それから地区の緑化方針について、ちょっと簡単に説明をお願いします。

**事務局** それでは、まず緑被率のことに关しまして御説明をさせていただきます。

緑被率と言いますのは、新宿区全体の面積に対する、みどりで覆われている面積の割合のことを言います。みどりで覆われている面積という場合のみどりは何を指すかということになります。樹木、樹林で覆われている面積——大きい木の場合は下が舗装されていたりす

る場合がございますが、樹冠、葉っぱで覆われて、上から投影で覆われている部分に関しましては緑被率の中に、みどりで覆われている部分の面積という形で入ってまいります。そういったものですか、草、草原になっている場所、屋上緑化をなされている場所、そういった箇所が緑被、みどりで覆われている部分という形でカウントされまして、その面積を新宿区全体の面積で割ったものが緑被率、先ほど22年度の中間の時点では17.87%という形になりますが、こちらになります。

みどり率に関しましては、その緑被の部分に、新たに公園で樹木とかに覆われていない部分——舗装、広場として使っている部分の面積ですとか、河川の水面の面積などを加えて、同じ新宿区の面積で割ったものになります。ですから、水面の面積等が入る分、少しパーセンテージが大きな数字になってまいります。

新宿区も、商業地域、あとは戦争時でも焼け残ったようなところなどいろいろな場所がございます。場所によっては、小規模な住宅が密集しておりまして、地面などに緑化をするような余地が全くないとか少ないというところがよくございます。大きな学校があつたり大きな公園があるような場所に関しましては、緑被率が非常に大きくなるのでございますが、住宅密集地域ですと、なかなか緑被率が上がらないということがございます。そういったところで、モデル地区を指定させていただくようなことで緑化を誘導する笹笥地区、あとは地面に植えることが難しい新宿駅周辺の屋上緑化のモデル地区というような形で緑被をふやすように今現在進めているところでございます。

始めたばかりですので、なかなか難しいところがございますが、そういう形で緑被率を伸ばそうとしているところでございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

藤田委員、それではお願いいたします。

**林委員** みどり率は、緑被率と違いはどういうことなんですか。

**事務局** 先ほどの説明のとおり、水辺、神田川の水面の面積ですとか、そういったものをみどりで覆われている部分に加えたものをみどり率という形で定義しております。

**林委員** じゃ、分母が大きくなるわけですね。

**事務局** 分子が多くなります。割るほうが大きくなります。

**林委員** じゃ、分母ですよ、それなら。

**事務局** 間違えました、割られるほうです。みどりの面積と水面の面積を足したものを新宿区の面積で割りますので、水面の入っている分、少し大きい数字になります。

**林委員** 母数が同じなんだな。

**事務局** 割るのは新宿区の面積で割りますので、同じ面積で割ってございます。

**林委員** そういう数字ですか、これは。わかりました。

**熊谷会長** よろしいでしょうか。

それでは藤田委員、お願いします。

**藤田委員** 壁面緑地のカウント方法なんですけれども、緑地面積として認める面積とか、それから緑視ですね、見える。実際にみどりになっているのか、枠だけでできていればみどりとして認めているのか。それから、この面積が緑被率のほうに反映されているのか、それをどういうふうに計算しているのかというのをお聞きしたいと思います。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**事務局** まず、今回の調査におきましては、枠だけでできているところではなくて、みどりで覆われている部分をカウントしていただきます。ただ、建物の壁面を緑化しているものだけではございませんで、構造物、ほかの構造物を緑化しているものも入っていただきます。道路から見える3平方メートル以上に関して拾っているものでございます。

区のほうで緑化計画書制度ということで、建物の建てかえのときに緑化してくださいということを指導している現状がございますが、それは初めから全部覆うというのは無理でございますので、資材がついている部分に関しましては緑化の面積に入れるというふうな形でカウントしていただきますが、今回は現況あるものの調査になります。

緑被率には入れていない、上から見た投影でございますので、入っていないかと思えます。以上でございます。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。

武山委員、お願いいたします。

**武山委員** 屋上緑化なんですけれども、区商連としても補助金が出るときから推奨はしているんですけれども、実際やってみますと、土の重みで屋上は実はもたないということで中止したのがかなり出ていまして、今お話がありました伊勢丹とかムービーも、結局、イメージアップということと新しいビルというのができていまして、これから商業施設で商業ビルで建つときは環境のイメージがかなり出ますし、やっていこうとは思いますが、今見ている感じで、やっぱり新しいビル、新宿駅近辺、建てかえたところはやっぱりやっていける。

あと、また行政の御関係で官公庁なんかはできますけれども、若松町のほうにあります行政のほうの施設があるんですけれども、実は重さでもう屋上がだめということで建てかえが

決定して8月から改修ということになりますけれども、それも町の力で、土があったんですけれども、初めは花壇にしていたんですけれども、だんだん皆さんが気合が入ってきて土を盛り過ぎちゃって、やっぱりだめだということで、ちょっと屋上をやる時にはそれなりの準備がないと。ただ環境にいいからとやってしまうと失敗がかなりあるなというのを、今実感しているところでございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。土圧と申しますか、その問題は大変大きな問題で、本来なら新宿区としてもその辺も含めて指導をきちっとしていかないといけないんじゃないかと思っておりますけれども、その辺については、専門家の副会長の奥水先生は屋上緑化の権威でするので、何か御意見あったらお話をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**奥水副会長** 無理してふやそうとするといろいろな問題がクローズアップされてきて、やれないとか、やったら失敗したとかいうことが出るので、余り無理しないほうがいいと思うんですね。無理に、行政のほうから無理に指導して、やれやれと言うのも問題が起こってきてしまうので、やっぱり。かと言って慎重にやれと申し上げているんじゃないかと、やっぱり今、そういう屋上緑化に関する専門的な知識なり技術を持った有資格者が徐々にふえつつありますから、そういう専門家と相談して、やっぱり安心して、それから持続的にみどりが維持できるような、そういう屋上緑化をふやしていくという、行政のほうの指導も必要じゃないかなと思っております。

今まではふやそうということで一生懸命、屋上緑化をふやしてきたし奨励してきた。これから少し、そういう技術的にもしっかりしたものをやりましょうということで、そういう専門家の方たちがふえてきていますから、そういうことを相談しながらやっていくというのが、そういう行政指導が必要になってきた段階かなと思っております。

以上です。

**熊谷会長** 藤田委員。

**藤田委員** 今の屋上緑化なんですけれども、今、東京都が緑化を義務づけていまして、新宿区もそれ、新宿区内のやつは担当してやっているかと思うんですけれども、そういった緑化で、そこは緑化計画書で緑化をしないと建築許可がおりないんですけれども、その後の追跡調査というのはほとんどされていなくて、現実にはほとんどなくなっちゃっているところが随分ある。それに対して罰則規定とか、そういったものは今、全然ないんですね。

それをやるというのはなかなか大変ではあるんですけれども、こういう調査で5年ごとに調査をしていくということであれば、それに対して何らかの発言をしていくということをして

できれば、なくなっちゃっているというのがなくなっていくんじゃないかなというふうに思っております。

**熊谷会長** ありがとうございます。今、貴重な御意見をいただいているんですけども、この実態調査は、みどりがどのくらいふえているか、非常に新宿区というのは厳しい、都内でも非常に厳しい区であって、その中で努力して行って、一方は保護樹木で守って減らないようにして、あとはふやしていく場合だって調査をやっていると思うんですけども、今、藤田委員が言われたように、実は一遍、なくなった場所とか、どのくらい減って、どのくらいふえたかというのがわかると一番説得力があるので、今回の調査項目に入っているかどうかちょっとわかりませんが、何かその辺についてのちょっとした分析なり、あるいはコメントなりが最終報告に載ってくると、大変いいんじゃないかと思っておりますけれども、その辺についてよろしく、ちょっとお願いいたします。

**事務局** 緑化計画書における屋上緑化の指導というお話がございましたが、ちょっと緑化計画書におけます屋上緑化の指導の実績について、御報告したいと思っております。

平成21年度は、緑化計画書の認定件数は全部で89件でした。この89件のうち、屋上緑化を義務として誘導したものは18件ございます。それから平成20年度につきましては、緑化計画書の認定件数は122件に対しまして、屋上緑化の件数は31件でございました。ですので、大体なんですけれども、20%から25%ぐらいの間で、大体4件から5件に1件は屋上緑化を区のほうで指導しているということになるかと思っております。

今回のみどりの実態調査の中間報告では、屋上緑化が非常にふえているということがございます。そうしたことから考えますと、区のほうで指導したものがデータとして反映されているのかな。あるいは、設置したものについても、藤田委員のほうから御指摘のあったように、失われたものもあるかもしれませんが、多くのものは生き残っているのかなというふうに考えてございます。

これにつきましては、すべての屋上につきまして区のほうが調査に行くということとはできないんですけれども、大きな商業施設ですとか法人のものにつきましては、今後追跡調査等をしていきたいと考えて、できればと考えてございますし、そうしたことがみどりの実態調査の中で、調査の中で分析等ができれば、今後よいなと考えてございます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。限られた予算でされている調査ですから、限界はあると思っておりますけれども、何か、今後そういう調査が必要だとか、そういうコメントが報告書に載る

ような方向で整理をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

**事務局** 了解いたしました。

**熊谷会長** よろしいでしょうか。

どうぞ。

**渡辺委員** 私は箆笥地区の地区協議会というところで、箆笥地区の将来像を考える会に入っております。分科会でもございまして、箆笥地区は、何かみどりのふやすという指定モデル地域になっているんですね。そこで、私ども予算をいただいて、2年ほど前からみどりをふやすことで個人のお宅に呼びかけているんですが、ちょっとそれも限界があるということで、一昨年、公園に少々花壇をつくりました。そこで、公園サポーターで私も関与しておりますけれども、サポーターをやっております。そのモデル公園がとてもいいので、地区協議会のほうでもう一つ公園にずっと毎年ふやしていきたいわというお話が出たんですが、モデル地区というのは、公園とかいうことじゃなくて、個人のお宅とか会社のところにふやすことを行政のほうはお考えなんですか。それとも公園のほうまで踏み込んでもよろしいのか、ちょっとその辺のところを教えてくださいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。今の御質問に、じゃ、小菅さんのほうから。

**事務局** みどりの推進モデル地区ということで、ちょうど1年ほど前から箆笥地域につきまして、限定的にモデル地区に指定して施策のほうを進めております。内容といたしましては、生垣を設置する際に区のほうで助成を行っておりますけれども、それを優遇しますよ。接道部に樹木を植えるときには、その樹木に対しても助成しますよ、これは箆笥地域だけの特典です。それからもう一つ、地域の方々がプランター等で歩く方々から見えるところに緑化をしていただける場合には、みどりの協定と申しまして、そのプランターですとか、お花について区のほうで支給しますよ、現物を支給しますよ。これはほかの地域でも新宿区内やっているんですけれども、特に回数ですとか支援の金額をふやして、皆さん、お花ですとか樹木の緑化に取り組んでくださいということで後押しをしております。

区のほうで行っている施策は、主に助成という形でございまして、区民の方々や事業所ですとか、あるいは個人のお宅、地域の方々を対象に行っているところでございます。

**熊谷会長** 課長、お願いします。

**みどり公園課長** 今もう一つ、公園はサポーターということで、公園に花壇をつくっていらっしやって、それをまたふやしたいというお話がありましたけれども、そちらのほうは直接、このみどりのということではなくて、公園のサポーターという制度の中で、やはり同じよう

に公園を、みどりをふやすような施策をやっております。

サポーターの余力があります、ほかの公園でもやりたいということでしたら、それは申請をしていただければ、別の公園に花壇をつくって、そこも管理していただくというようなことは可能でございますので、このみどりの施策とはちょっと違うんですけども、そういうメニューも用意はしてございます。

**熊谷会長** よろしいですか。

どうぞ。

**渡辺委員** 地区協議会のほうでそういうお話が出ましたときに、それを取り上げてはいただけないということですね。あくまでサポーターという制度の中でお願いするというのでしょうか。

**熊谷会長** 課長、お願いします

**みどり公園課長** 公園の中にやるときにはそういうような形になります。公園にはいろいろな制限があります。先ほど小菅が申したとおり、個々のお宅の道路際にやるときにはみどりの制度でやっていただきます。公園の中に何かをしたいというときには、公園のサポーター制度の中でやっていただくというような、公園の中に、公園のいろいろな使い方とか制限とかいろいろありますので、その中で対応していただくと。やっていただくことは、花壇をつくっていただくことについては同じというんですか、問題はないかなというふうにして考えておりますけれども。

**渡辺委員** ありがとうございます。わかりました。

**熊谷会長** よろしいでしょうか。それでは、きょういただきました御意見を参考にさせていただいて、最終的な報告書のまとめに努力をしていただくようお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**輿水副会長** いつごろまとまって。

**熊谷会長** 時期的なスケジュールは。

**事務局** 委託の期間は3月15日までになってございますので、その時点の数値がそのまま使えるかというのはございますが、その後、きちんとした形で印刷物にし、出していくと。年度が改まってから冊子の形態になるのではないかとこのように考えてございます。

**輿水副会長** 残り時間は余りないんですけども、今、主にやられている作業はどんなことが中心ですか。この3月いっぱいまで。

**事務局** 今は大きくは数字が出てございます。あとは数字のとり方の最終チェック、現地等の

確認が必要なものとかの最終チェック、そういったことをやってございます。

**奥水副会長** そうですか。それから、ついでに、15ページに、みどりの情報検索システムというふうに称して図面があって、みどりの絵があります。このデータはシームレスに、いわゆる継ぎ目なく新宿区全体をカバーできているのでしょうか。

**事務局** いわゆる地図データ上にデータが、航空写真ですとか緑被分布図の載ったものがございます。独立したパソコン1台に入っているような状況で、その場所の航空写真が見たいとかいうときに、検索して出せるようなシステムにはなってございます。新宿区全域に関しまして、データは一応入ってございます。

**奥水副会長** 要するにシームレスにという意味は、全部つながって、どこでも自由に動かせる。

**事務局** パソコンそのものの能力に若干ございますので、動きは余り滑らかではございませんが、大きく出すことから、寄って、ある程度拡大して出すことまで一応できる状況でございます。

**奥水副会長** わかりました。ありがとうございました。

**熊谷会長** ほかによろしいでしょうか。

先ほどの副会長の質問の続きだけれど、このみどりの情報検索システムは、今回の調査が終わるとデータが入れかわるということ。

**事務局** はい、新しいものに。

**熊谷会長** それも委託の中に入っているの。

**事務局** 入っております。

**熊谷会長** これは、あるパソコンに入っているんだよね。ネット上に公開されているわけではないですね。

**事務局** ということではなくて、独立しております。区の情報セキュリティの関係で、区で通常使っているパソコンとつなぐことができないという状況でございまして、独立した別のシステムになっております。

**熊谷会長** どうぞ、御発言ください。

**藤田委員** 屋上緑化の件なんですけれども、これには菜園なんかは含まれているんですかね。

今、東京都の義務化のやつでは菜園が入らないということなんですけれども、新宿区といたしましては、その辺はいかがなんでしょうか。

**事務局** 今回の実態調査では、1平方メートル以上の緑地についてはすべてカウントしておりますので、植わっているのが大根とか白菜であれば、それもカウントしているはずですよ。

それと新宿区のほうで菜園についてはということなんですけれども、例えば、屋上緑化の助成について言えば、基本的には植栽基盤と植栽に対して助成を行うということになっておりますので、まず基盤がしっかり整備されていて、その後、そうしたものを植えるということであれば助成の対象にはしてございます。ただ、本当にそこに植えたかどうか、育ったかどうかということで、植わった後の写真を1年以内に出してくださいということでお願いしてございます。

それから緑化計画書については、これは基本的には樹木でということをお願いしていますが、地被ですとか草花でも基準を満たすことができる場合もございますので、そうした場合には一年草みたいな形で許可をしているところでございます。

**熊谷会長** 結構、菜園の割合は多いんじゃないですかね。

**事務局** ちょっと補足させていただきますと、屋上緑化、先ほど、副会長のほうから、やっぱり永続的な維持管理ができないといけない。無理な指導はしてはいけないというお言葉がございましたけれども、無理やりやった屋上緑化はやっぱり壊れてしまったり、義務だけでやるものはだめなんです。残っていかないんです。オーナーの方がやっぱり楽しんでいただく、屋上に行っていただく、お世話していただくという意味から、菜園というのはひとつ、屋上緑化の好ましい利用方法、あるいは設置の目的だと考えてございますので、それを否定することはちょっと好ましくないかなというふうに考えてはございます。

---

#### ◎新宿区みどりの推進審議会小委員会について

**熊谷会長** ありがとうございます。この報告については以上とさせていただいて、次の議題、その他の審議事項に移らせていただきます。

**みどり公園課長** その他についてでございます。新宿区みどりの推進審議会小委員会についてでございます。

この新宿区みどりの推進審議会小委員会でございますが、皆様が委員となる1期前、第9期、任期が平成19年8月1日から平成21年7月31日までの委員の皆様に御審議をいただき、設けた制度でございます。改めまして、この詳細につきましては、お手元の資料4に従って、担当の職員より御説明させていただきます。

**事務局** では、みどりの推進審議会小委員会の設置について、御説明いたします。お手元の資料4を御参照ください。本日は小委員会につきまして御説明するとともに、あわせて、設置の背景等についても御説明させていただきたいと思っております。

最初に、小委員会の概要について御説明します。小委員会での審議事項は、保護樹木等の指定及び解除と、みどり公園基金の処分、この2項目に限って審議することと定めております。小委員会の組織については、委員は8名以内とし、会長が指名します。小委員会の委員長は会長が指名することで決定するとなっております。開催につきましては、委員長が委員を招集し、委員の過半数の出席によって成立します。また、審議事項の可否は、出席委員の過半数で決定いたします。なお、委員の任期は2年としております。

続きまして、小委員会を開催する場合の流れについて御説明します。小委員会を開催する場合は、迅速な判断が必要な場合であり、早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に限られます。小委員会の開催に当たっては、事前にすべての委員に対して議案の資料を送付することによって意見照会を行い、小委員会において、これらを踏まえて審議いたします。また、小委員会開催後には、委員長には審議の経過と結果を、みどりの推進審議会におきまして報告するということを定めております。

続きまして、小委員会を設置した背景について御説明します。このことにつきまして、小委員会の審議事項の1つであります保護樹木等の指定及び解除を事例に御説明したいと思います。

保護樹木につきましては、審議会での審議を経て、初めて指定または解除となります。しかしながら、特に保護樹木の解除につきましては、所有者が亡くなったことに伴って相続が発生し、相続税の納期の都合によって早急に土地を更地にして売却しなければならない、こうしたケースが新宿区では頻繁にあった時期がございました。保護樹木の伐採につきましては、みどりの推進審議会の審議を経てからが原則でございますけれども、審議会を開催するための準備期間がなく、これを理由に税金を滞納させるわけにもいかないことから、事務局のほうで解除手続を行った後に審議会のほうには事後報告という形で処理させていただいたことが過去に何度かございました。こうしたことに関しまして、委員の方々からは、きちんと審議するべきであり、事後報告という形では認めることは難しいという御意見をいただくとともに、制度についてぜひ改善をということで御要望をいただいていたところでございました。

続きまして、小委員会の2つ目の審議事項であります、みどり公園基金の処分に関することを例に御説明いたします。

例えば、区内にあります緑豊かな土地について、所有者が売却したいという情報を区が得たといたします。区は、検討した結果、公園として整備するために用地を取得することが望

ましいと判断し、みどり公園基金を活用して購入する意思を固めたとします。しかし、最終的にはみどりの条例の規定に基づきまして、みどりの推進審議会でのみどり公園基金の処分について審議を経た後に区の意味が決定します。その一方で、新宿区の土地は不動産としての価値が非常に高く、開発によって莫大な利益を生む場合もございます。開発業者によっては、商業地域、住宅地域を問わず、区内の土地を購入したいと考えており、価値の高い土地によっては、1分1秒を競って購入するケースも過去にはございました。つまり早い者勝ちみたいなところがあるということでございます。このような状況の中で新宿区が緑豊かな土地を購入しようとするならば、意思決定を迅速にしなければなりません。そのためにみどりの推進審議会におけるみどり公園基金の処分に関しても素早い審議が不可欠になるというふうに考えてございます。

さて、みどりの推進審議会の開催は、年間2回の、あるいは3回の開催を予定しておりますが、委員の多くの方々は専門分野において御多忙であり、特に学識の委員の方は国やほかの自治体の審議会や、諮問機関の委員を務めている方が多く、加えて大学の授業ですとか会議、試験といったようなさまざまな用件におきまして非常に御多忙でいらっしゃいます。このため審議会を開催するために委員の皆様との日程調整には非常に事務局といたしまして苦勞しているところでございます。つまり審議会を開催したくても、早急に開催することは難しいということです。

このような背景から、みどりの推進審議会を迅速に開催できる仕組みをつくることが望ましいと判断いたしまして、みどりの条例を改正して小委員会を設置いたしました。保護樹木等の指定及び解除と、みどり公園基金の処分の2つの事項につきましては、小委員会に調査審議を委任することによりまして、通常の審議会よりも迅速に判断することができるようにしたところでございます。なお、みどりの推進審議会小委員会の設置につきましては、平成20年度第2回新宿区みどりの推進審議会において御審議いただき、御承認を経て、平成21年度より運用しているところでございます。小委員会のこれまでの実績につきましては、22年、昨年9月に開催した1回だけです。

最後に、みどりの推進審議会は、審議会の委員全員による調査審議が原則です。このことは小委員会を設置した現在も変わってございません。小委員会で調査審議する場合は、あくまでも迅速な判断が必要な場合であり、早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に限定されるということをお理解いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。今、小委員会について、その中身と設置の背景について御説明申し上げましたが、何か御質問なり御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。御意見があれば、どうぞ御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

この小委員会につきましては、過去の審議会の私の経験から申しますと、審議会の席上で、年2回ぐらいの審議会の席に指定解除がどんどんまとめて出てきまして、実際には——今回もちょっと既に伐採されているのがありましたけれども、あれは今回は枯死ということで皆さんお認めいただけたのですが、どう見ても健全だったのがなくなって、審議会で解除オーケーがないのに事後報告だと、これは審議会としての体をなさないのじゃないかという御意見が大変多く出てまいりました。一方で、審議会は区民全体のみどりを守る、そういう義務があるのに、それが果たせないのは非常にもどかしいというような御発言が大変ありました。

できるだけ、事務局で解除については審議会の議を経てというふうに指導はしていますが、さっき事務局から説明されたように、急な相続の発生とか、それから急に土地を売却するとか、このときに一番、委員の方から議論になったのは、そもそも国の制度としても土地を売買するときに、樹木を伐採して更地にしないとなかなか取引がうまくいかないということで、いわゆる立木、立ち木のまま取り引きできるようになれば多少は安心できるんですけども、今の法制度からいくとそれが非常に厳しいので、所有者の方も実際は切りたくないんですけども、業者のほうなり、中に入った不動産屋のほうから「切らないと買えもしないし、売れもしない」と。そういうことでやむなくというようなこともありまして、できればそういうことも含めて、いろいろ今後審議していただきたいというようなことにこたえるために小委員会という御提案があったんです。

それからもう一つは、実際にはみどり公園基金についても、先ほど言ったような新宿区の事情から、これは前向きな方向でぜひ区長まで判断してオーケーというようなときに、ネックになるのはみどりの審議会で議を経ないと執行できないというようなこともありまして、それについては対応できるようにしておいたほうがいいというふうな御意見もいただいて、小委員会をつくらせていただいたんですが、そのときに委員の方々から言われたのは、小委員会は緊急時のその2項目についてだけだと。残りの審議事項を小委員会でやることはまかりならんということをきつく申し渡されまして、それは十分に斟酌していこうということで、先ほど申し上げたように条例の中に小委員会の規定をつくらせていただいたようなことでございます。

実際には、今までただ1回だけしか解除についてのとき御審議はないので、こういうことは余り機能しないほうがいいのかもかもしれませんけれども、そんな事情がございますので、特に今期から委員になられた委員の皆様には、何で小委員会というふうにお考えになろうかと思えますけれども、一応今のところ、みどりの推進審議会については、この内容を絞った、この小委員会は一つしかございませんので、また何かほかに小委員会で十分にもんでから審議会に上げるというような案件があるようでしたら、そのときには委員の皆様にお諮りをして、設置の有無も含めて御審議をいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても慎重に、審議会は、区民に対して非常に重い責任を持っておりますので、十分な議論をすることと、それからできるだけ具体的なみどりに関する案件については、慎重かつ早急な対応が必要なきにはできるようにというようなことが経緯でございますので、御理解をいただけたらと思いますが、その上でどうぞ御質問なり御意見を。

どうぞ、林委員、お願いいたします。

**林委員** お二人の説明を聞いていると、ちょっと区民としては、公募の区民としては納得できないんですけれども、るるもってもらいたい説明が今されたんですけれども、それは一方的な説明で、ここのところを見ると、小委員会の構成人数は8名程度とあるんですけれども、何で10名じゃいけないのか、あるいはなんで5名にしないのか、8名程度というのが、ここがまずアバウトな感じがしますけれども、とにかくそもそもこれは審議会を設けて、その中で小委員会を設けなくてはいけないということは義務化的なことは何も書いていなくて、どうも任意のようですから、ほかの審議会の中で珍しく、いろいろ調べてみても、みどりの推進審議会だけがこの小委員会というようなことをはっきりと銘打っているわけなんです。ですから、ほかはどうやら、せつかく何かのときに、やっぱり緊急だからこそ、あるいは重要事項であるからこそ、多くの皆さんに声をかけて、その参加された皆さんの声をもって決めていきたいという形で、最初から8名と決めちゃうと、うまいぐあいに8名というのは15名からいくと50%は超えていますけれども、何%でもってその提案事項が決まるかは別にして、もし8名の方の全員が出れば、それはたしかに100%出席ですけれども、1名でも欠けちゃって7人ということになると、もともとの委員の15名のうちの7ということになると、もう50を割るわけですね。そういうような状態でもって、半分の声は無視されたような形になるわけです。

実際に、やられる皆さんに、区のほうにしてみると、無視はしていないんだろうけれども、ただし、緊急の事項であるからこそ、やはり多くの声を、声をかけもしないで参加しないん

じゃないかというのは、どうもやっぱり。私はもうすぐにあれですけれども、何人かの方は当然、綿々と残られて、これでおやりになるんでしょうから、私としては、区民としては、今後も声を大にしていきたいのは、どうもこの委員会というのはグルーピング化されて、一種の非常に封建的な感じはしますので、これは議事録にも何にもインターネットにも出ますからあれですけれども、多くの方が読んでいますけれども、やはりそこら辺のところは非常に珍しい審議会かな。しかも、区全体のことでもって、重要なことであって、緑被率を高めたいこうと言いながら、実はそういう形でもってそういうグルーピングされた半分ぐらいの人で、しかも半分の方が、全員が出られるかどうかわからないというようなことで、先ほどここに小菅さんの説明でも、声をかけにくい、皆さんお忙しいというけれども、まずかけもしないで、どうしてこういうことが言えるのかなという気はしますので、御検討されたほうがいいんじゃないでしょうかということです。

以上です。

**熊谷会長** 今の点について、何か事務局からございますか。

**林委員** あなたに聞いているんです。

**熊谷会長** じゃ、私から。資料4を見ていただくと、小委員会での、下から2つ目の四角をごらんになっていただくと、小委員会での調査審議に先立ち、すべての委員に対し、議案の資料を送付することにより意見の照会を行うということが、ここに書いてございます。というのは、林委員のような小委員会が独自に勝手な行動といいますか、本審議会のほうの意に沿わないような審議をすることについては非常に問題があるというような御意見、当然その時点でも、この委員会を設立する審議をさせていただいているときにもございました。

そういうことで、緊急時には全員が集まれないときに限って、また審議事項を絞ってやりますよと、それについても小委員会で勝手に集まって審議するのではなくて、審議に先立って、すべての委員に対しては議案の資料を送付することによって、もし御意見があればそれを出していただく、そういうことでございます。

**林委員** ここにいただいた名簿の中で、この中でどなたが小委員会のメンバーなのかというのはよくわからないんですけれども、この中でどなたが小委員会で、どういう動機でもってあなたはお決めになったんですか。熊谷さんは。これでただ言って、小委員会、小委員会と言ったって、区民としては納得できないでしょう。これで重要事項、緊急事態、決めているということになれば。

**事務局** これにつきまして、名簿をごらんいただきたいと思います。私のほうで小委員会のメ

ンバーの方をお名前を読み上げますので、御確認をお願いいたします。

学識経験者から3名、熊谷委員、興水委員、斉藤委員。区民委員、こちらからも3名、金田委員、渡辺委員、それから斉藤真知委員。それから団体関係の方からは、椎名委員、それから土屋委員、以上の8名になります。

今回、選定した基準ということで、会長から小委員会、御相談がございました。8名以内ということで、規則のほうに書いてございます。8名につきましては、学識経験者、区民委員、団体の方からバランスよくということが1つ。それから新宿区のほうで、こうした審議会を運営するに当たりまして、必ず女性を入れるようにという、新宿区男女共同参画推進計画というのがございまして、必ず女性の比率を、必ず入れるようにということがございます。目標は40%なんですけれども、今回、私どもの審議会は33%ですので、小委員会のほうにも女性を入れるということで配慮いたしました。

熊谷会長からは、事務局に御相談があったときに、会長は名前だけで判断せざるを得なかったわけですね。第10期の委員はこうした方々ですということで名簿のほうをお出ししまして、学識のほうは会長よく御存じですので選んで、区民委員と団体の方につきましては、会長もお名前は見ただけでどういう方はわからないわけですので、そうした中で私のほうで女性を入れるようにお願いしますということを御提案いたしましたところ、今回の委員になったというところでございます。特にこの方を、あるいはこの方がいい、この方はだめだということではなくて、名簿から見て、ある意味ランダムにとったというところでございます。

その点についてはよろしいでしょうか。

**林委員** じゃ、小菅さんに聞きますけれども、そもそも委員を大体15名を委嘱しておいて、何でもまたそこから半分ぐらいという、理由は要するに緊急事態の場合に2つの2項目に限ってと言われますけれども、そもそも15名で話そうということでやっておいて、そこからさらに半分ぐらいの55%ぐらいの皆さんに委嘱して、しかもそれが無差別の抽出だというようなあれというのは、自分で言っているあれじゃないですか。それは行政の皆さんがいかにもやりやすいという感じだけですけども、実際には、15名の人に、残りの7名の方には声もかけられないような形で出席の可否ができないというようなことというのもどうも納得できない気がしますので、今後もこういう形でこの体制でおやりになるということになれば、今後も委員長、あるいは小菅さんたちが変わらない限りはずっとあれですから推移を見させて、今後も見させてはいただきますけれども、同じ方法でやられるんでしょうけれども、いかにも逆に言うと失礼な、残りの7人の方に、女性をふやすとか何だと言うけれども、じゃ、外れた女

性の方は発言したくてもできないじゃないですか。発言の場を奪われるということは人間、もしくは逆に熊谷さんだとか、ここの輿水さんだとか斉藤さん、逆の立場でもって外れて、我々がもし公募の方を中心にやりますなんていうことになったら、釈然としてやりますか。そういうことですから、そこだけ申し上げておきますよ。これは人情っていうもんですから。どうぞ。

**熊谷会長** 今、最後に御質問いただいたのでお答えしますが、あくまでも私が何か個人的に好みで選んでいるというふうにお受けになっているかもしれませんが、最後の御質問で、もしほかの方が小委員会の委員長になられて、その委員長がそれなりに指名されて、私がそれから外れても、私は一切そのことについては不満も持たないと思います。

実際に、先ほど御説明したように、小委員会の調査審議に先立って、すべての委員の方の御意見を伺うことになっていきますので、もし委員の中で小委員会のメンバーでなくても、小委員会での審議事項について、何か御意見があれば、十分にそれをお受けして、ただ審議の内容について、そこで、そういう御意見、全員の方の御意見を反映するような形で審議をするというようなことに意を払っているつもりでございますので、その辺は。

**林委員** 人の気持ちっていうのがわからない人は、幾ら言ってもわからない人はわからないんですね。

**熊谷会長** 何かこの件について、ほかの委員の方。

**林委員** どう思っているか聞きたいですよ。私ばかり悪者になっちゃうから。ほかの方、どうぞ一人ずつ言ってみてくださいよ。意見を求めて、一人ずつ言わせてみてくださいよ。何でもなきゃ何でもないでいいんですから。今後のこともありますからね、区民としては。何のための区民、公募でもって出ているのか。

何のために皆さん、委員になっているんですか、何にも発言しないで。

**熊谷会長** 御意見ありましたら。

それでは武山委員、お願いいたします。

**武山委員** やっぱり組織で運営しておりますので、今お話ししたときには別に民主的にも問題はないというふうに考えておりますので、意見がなくて発言しておりません。

**熊谷会長** どうぞ、金田委員、お願いいたします。

**金田委員** 私も特にこのことに関して疑問をもったことはございませんので、お知らせをいたします。

**熊谷会長** 藤田委員、お願いいたします。

**藤田委員** この件に関しては、資料の送付ということで意見を聴取するようになっていまして、そこで意見がないから、であればそれで構わないと思いますので、特にこの組織で問題はないというふうに考えております。

**熊谷会長** よろしく願いいたします。

**齊藤委員** 私も今、藤田さんがおっしゃったのと全く同意見でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは池邊委員。

**池邊委員** 一点だけちょっと気になる点がありまして、資料の送付によって意見照会ができるということでございますけれども、その場合に、何か意見がある、ちなみにこの開催時に出席ができるという審議会委員、小委員会委員ではない委員が意見があって参加ができるという場合には参加の権利があるのかどうかという、その一点だけ。

要するに、文書でのみ、一応この委員が、この審議委員がこんなことを言っているよということが会場で紹介されるだけなのか、それらに対して何か強い意見、あるいはこの席に出ている言いたいという場合に、そういう権利があるかどうかということ。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**事務局** 平成22年9月に、実は一回やったときに皆様に御連絡をしまして御意見等もいただいたところです。その際に、高橋委員が小委員会のメンバーではなかったんですけども、お越しいただきまして傍聴いただいた経緯がございます。御参考までに。

その中で、もし意見が……。課長のほうから。

**みどり公園課長** 規約で、そこまで想定していなかったということがありますけれども、今後、この意見を参考にさせていただきまして、できればそういう方向で、参加をできるということで検討していきたいというふうにして考えております。

**池邊委員** 今おっしゃられたように、前回は傍聴という立場だったということなので、もし、審議委員という立場でほかの委員と変わらないのに自分は傍聴席にしかいられないというのは多分あれだと思いますので、御意見があつて、日程調整にも運営にも御迷惑がかからないということであれば、そういうときに意見が言えるという権利が保証されていれば、特に問題はないのではないかと思います。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

渡辺委員、お願いいたします。

**渡辺委員** 私は武山委員と同じくでございます。お願いいたします。

**熊谷会長** 高橋委員、お願いいたします。

**高橋委員** 私は林委員のおっしゃる文言の中でもっともだなと思うところがあります。それは、私は長くここで委員をやらせていただいていますけれども、そうでない方と委員と長くやってきた方とでは物事の受け取り方がちょっと違うところがあると思いますので、そこら辺でちょっと差異が出てきたかなという気はいたします。

ただし、私自身もいろいろなところで首を突っ込んでいるために審議会に出られないことがありましたので、かわりにというのはおかしいんですけども、私自身の興味も含めて傍聴席へ出していただいたことはあります。そういう形で処理するのは万全ではないという御批判、あるいは私自身の反省ではあるんですけども、逆にそこを難しくすると物事が進まなくなるんじゃないかなと。

もちろん、どんな人がどれぐらいの良心を持って、あるいは真心的なもので、知識をフルに生かせるかということになると、これは口幅ったいようですけども難しいことだなと、私自身も会をつくったときにもめたり、いろいろした経験がありますので、人は心の中まで覗けないんですけども、しかし逆にそういうことを何回かはやられると。恐らくするというのに非常に気を遣われたりしたという点で、私としてはこれしかなかったな、これがベストだとは決して、失礼ですけども申し上げませんが、ベターを志されたんだなということで、今回の文言からすれば、私は了承しましたという形になると思います。

**熊谷会長** 林委員、お願いいたします。

**林委員** 本当に意を酌んでいただきまして、ありがとうございます。まさにそのとおりで、そういう方が一人でもおられるということで意を強くしますので、もし私が、例えばこの、そんなことはないでしょうけれども、何かを任されたということで、ほかではやっているんですけども、もしそういう相談を行政から受けたとしたら、私は頭からノーという形で、最初に、いやせっかく皆さん集まっているんだから、これは全体でわずか15人しかいないんだから、区民を代表した形でやるんだから、さらにそれを半分にしてしまうというのはノーだという、結局、今おっしゃったとおりで、人間性がここに出てきますから、やっぱり官僚型の人というのはやっぱりそういう感じなんです。ですから、私としては個人の意見としては、私がもしあれだとしたら、いや、これはみんなで行いますから、重要事項でも何でも、とにかく皆さんに電話をもってボイス・ツー・ボイスでもって声をかけてくださいと。書面はだめですという形で私ならやったと思います。

以上です。

**熊谷会長** ほかに御意見を承っていない方で、もしあれば。

どうぞ、藤野委員、お願いいたします。

**藤野委員** 一般で公募した区民としては、林委員がおっしゃるように選び方に納得がいかないというのわかるような気もいたしますし、熊谷委員長さんが選ばれたのも仕方ないという気も、本当に両方ともわかる気がいたします。

ただ、新しくいろいろな組織をつくって意見を取り入れることはとても大切なことですし、私のような若輩者で本当に一般的な意見というの必要だと思いますし、そのためのこの委員会が発足されているわけですし、公募でも応募したので、少しずついい形にしていけるように皆さん努力されていると思いますので、少しずつ皆さんの意見を、今回も林委員がそういうふうにおっしゃったように取り入れてくださればいいと思いますので、これでまた少しずつは変わっているんじゃないかと私は期待しておりますし、今後の次の交代してしまったりしても委員の方にも続くと思いますので、なるべくいい形で続けていければと思います。

私、小委員会についての御意見がありましたら、どんどん日程が合えば参加なされて、意見をやる場所というか、傍聴席ではなくて、意見ができるようになったらいいのではないかと思います。ただ、そうすると15名また全員参加しちゃうこともあると思うので、なかなか難しいですけれども、どうしても御意見があるんでしたら、その都度、参加なさってはいかがでしょうか。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

興水副会長、いかがでしょうか。

**興水副会長** 審議をするということに関しては、いろいろな御意見があるんだということがよくわかりました。私、この審議会、全体の審議会の場でもそうですけれども、新宿区民がどのようなことをお考えになっているのか、あるいは新宿区の将来にとって、新宿区のみどりの将来はどうあるべきかということを常に私は全体を意識しながら、行政に対して御助言申し上げているということを心がけておりますし、小委員会、まだ一回しか経験ありませんけれども、やはりこの審議会ですべての委員がどういうお考えを持っていたのか、どういうお考えを出していたのかなということを常に意識して、全体を考えながら、みどり行政、新宿区のみどり行政が円滑に、かつ、うまくいくようにということを心がけて参加しているつもりですので、制度にはいろいろ問題があるかもしれませんが、それなりの私は個人

的には努力しているつもりです。

以上です。

**熊谷会長** 一応、全員の委員の方々の御意見をいただきましたが、この小委員会がベストではないということは、多分皆さんの中にも、そのようにお考えの方も、多分皆さんそういうふうに思っいらっしゃると思いますが、私としましては、委員の中でお互いの信頼関係ということが、そういうことができるだけ同じ意見を十分に審議しながら合意をしていってということが第一の原則だと思いますし、それから公募委員の方は公募委員の方で区民の代表ということで入っておられますし、それから我々はみどりの一応専門家ということで学識経験者という性格で入っておりますし、それから団体を代表しておられる方も、ほかにも委員として選ぶ分野の方もおありかもしれませんけれども、一応この審議会はこの3つの代表者の方に集まって、できれば今、副会長言われたように、大所高所から御審議をいただくということでございますので、それはぜひ私としてもこれからもその方針を曲げないようというふうに考えております。

私、過去の経緯を申し上げて御理解をいただきたいと思ったのは、私がそうしたいということではなくて、いろいろ審議会を運営していくに当たって、先ほど申し上げたように審議会を経ずにどんどんみどりが減少していくということに対して懸念をお持ちの委員が大変多くいらして、これはどうにかしなければいけない。それから審議会といったメンバーを選んでおきながら、その審議を経ずに伐採がどんどん行われていることについて、これも問題で、それに対して審議会として責任をとらんといかんというような御意見が非常に強くありまして、それに対して、どうしたらいいかということをお諮りして小委員会をつくった経緯がございます。

その小委員会についても、実は先ほど御説明申し上げたように、一回しかまだそういう状況が起きておりませんので、これについても、それを踏まえて皆さんの御意見をきょういただきましたので、できれば、審議会の意を受けて十分に御意見を伺うことにしますが、小委員会の委員のメンバーの方で、その小委員会開催時にもしお時間が許されれば、その小委員会に参加をしていただくということをこれから事務局のほうで、ここでは断言できませんので、一応皆さんの御意向はそういうことであるということで、小委員会としてそういう形で成り立つのであればその形を検討させていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

もし、そういうことで御理解をいただけるようであれば、本日のこの委員の皆様御意見

をもとに、もう一度小委員会のメンバー、あるいは開催の条件について十分に検討させていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございました。

---

#### ◎連絡事項等

熊谷会長 それでは本日、準備させていただきました審議事項は以上でございますが、次に連絡事項がございますので、事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 本日はいろいろな貴重な御意見ありがとうございました。これを参考に、これからも検討してまいりたいと思います。

それでは連絡事項に移ります。まず、みどり公園基金で取得しました内藤町の用地について公園ができ上がりましたので、その報告を簡単にさせていただきます。

事務局 内藤町けやき公園について御説明いたします。みどりの推進審議会でみどり公園基金を処分しまして土地を取得するという御審議いただきました。初めて、みどり公園基金を活用しまして購入した土地にできた公園でございます。

内藤町1-8にございまして、面積は122平方メートルと非常に小さい公園なんですけれども、もと保護樹木でありました、樹齢は恐らく200年以上と思われませうケヤキのある公園でございます。これにつきましては、こちらの審議会のほうでもぜひ残してもらいたいということで御意見をいただきまして、一度、平成16年に保護指定を解除したところでございますけれども、再度、保護樹木に指定いたしまして何とか樹木は残りました。その後公園として、区のほうで土地を取得しまして、このたび、できたところで、工事のほうで完成したところでございます。地域の方々の御意見を踏まえまして、ワークショップという形で3回ほど御意見を聴取する場所を設けまして、皆様の御意見を参考にしてつくったという公園でございます。機会がございましたら、ぜひ一度、足を運んでいただければと思います。

以上でございます。

みどり公園課長 内藤町けやき公園の説明については以上でございます。

本年度のみどりの推進審議会は本日が最後となります。次回、23年度第1回のみどりの審議会はまだ未定ではございますが、早めに開催できるように調整したいと考えております。

本日はありがとうございました。

それでは会長のほうから。連絡事項は以上でございます。

---

◎閉会

熊谷会長 ありがとうございます。

熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。それでは本日の平成22年度第2回の新宿区みどりの推進審議会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時51分閉会